

公文書任意的公開申出書

年 月 日

（実施機関） 様

〒

申出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） ー

東広島市情報公開条例第12条の規定により、次のとおり公文書の公開を申し出ます。

申出をする公文書の名称等	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付( <input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送) <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織
備考	

注1 「申出をする公文書の名称等」の欄には、公文書を特定できるよう、公文書の名称又はあなたが公開を求める事項を具体的に記入してください。

2 「公開の方法」の欄は、該当する項目の□欄にチェックをしてください。

3 「公開の方法」の欄の「電子情報処理組織」による公開は、電子情報処理組織によって公文書の公開を請求する場合に限りすることができます。

4 公文書の写し等の交付を受ける場合は、その交付を受けるときまでに、東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）別表第5の規定により算定された額の手数料を納付することが必要です。

5 4に掲げるもののほか、郵送により公文書の写し等の交付を受ける場合は、当該郵送に要する実費を納付することが必要です。